

1 6 介護職員初任者研修（仮称）について

（１）訪問介護員養成研修の見直しの背景

- 訪問介護員養成研修課程（以下「ホームヘルパー研修」という。）の見直しについては、「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書（平成２３年１月）における「今後の介護人材のキャリアパスを簡素で分かりやすいものにするとともに、生涯働き続けることができるという展望を持てるようにする必要がある」という提言を踏まえ、現行のホームヘルパー研修を簡素化し、在宅・施設を問わない介護職の入口として「介護職員初任者研修（仮称）」を創設することとしたところである。（別紙１参照）

（２）今後のスケジュールについて

- 現在、関連する省令・告示については、昨年１１月にパブリックコメント（別紙２参照）を実施したところであり、平成２５年４月より施行（３級ホームヘルパーは平成２５年３月に廃止）する予定であるので、ご了解いただき、介護職員初任者研修（仮称）における要綱作成や指定等の事務についてご準備いただくとともに、管内市町村、訪問介護員養成研修事業者等に対し周知願いたい。
- また、詳細なカリキュラム等を規定する関連通知については、今年度中にお知らせする予定であるので、あわせてご了解願いたい。

介護人材のキャリアパスの形成

「今後の介護人材養成のあり方に関する検討会報告書」（平成23年1月）

報告書における提言として、



今後の介護人材のキャリアパスを簡素でわかりやすいものにするとともに、介護の世界で生涯働き続けることができるという展望を持てるようにする必要がある

現在のヘルパー2級相当の研修を「初任者研修（仮称）」と位置付けるなど、ヘルパー研修の体系を見直す

今後の介護人材キャリアパス

【現在のキャリアパス】

資格取得後のキャリアパスに十分な仕組みがない！

介護福祉士

介護職員基礎研修
修了者

ホームヘルパー
1級修了者

ホームヘルパー
2級修了者

養成体系が複雑！

見直し

（養成施設ルート）

認定介護福祉士
（仮称）

介護福祉士

＜実務者研修＞

初任者研修修了者
（ホームヘルパー2級研修相当）

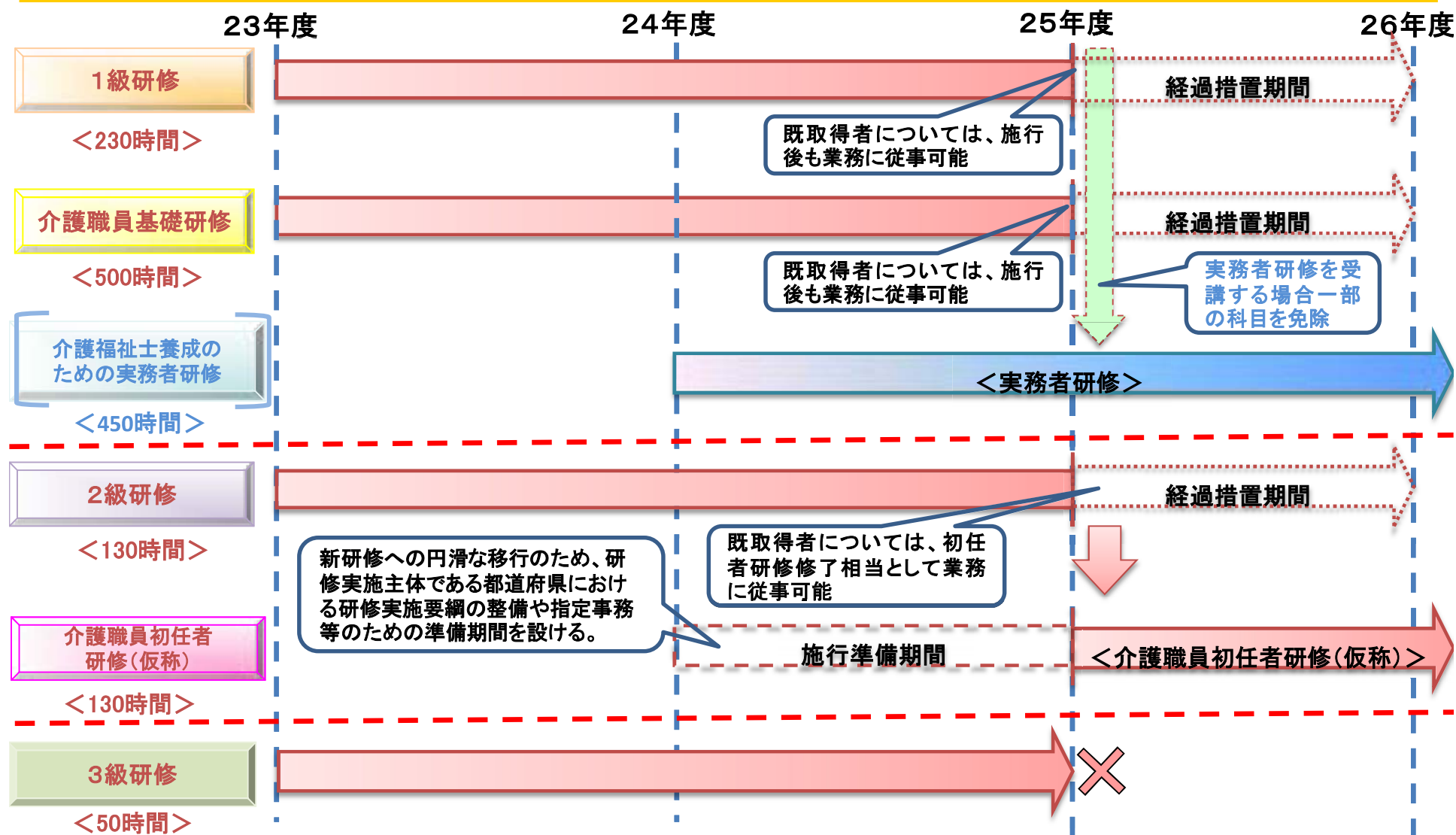
○多様な生活障害をもつ利用者に質の高い介護を実践
○介護技術の指導や職種間連携のキーパーソンとなり、チームケアの質を改善

○利用者の状態像に応じた介護や他職種との連携等を行うための幅広い領域の知識・技術を修得し、的確な介護を実践

○在宅・施設で働く上で必要となる基本的な知識・技術を修得し、指示を受けながら、介護業務を実践

介護職員養成研修移行スケジュール(案)

- 1級研修及び介護職員基礎研修は24年度末をもって実務者研修へ一本化。(ただし、平成25年度未修了者への対応のため1年間の経過措置を設定)
- 2級研修は、24年度末を以て介護職員初任者研修(仮称)へ移行(ただし、平成25年度未修了者への対応のため1年間の経過措置を設定)
- 3級研修は、24年度末を以て廃止(介護報酬上の評価は、平成21年度末を以て既に廃止済み)



介護職員初任者研修（仮称）と訪問介護員養成研修2級課程の比較

- 介護福祉士課程への連続性を考慮し、「こころとからだのしくみと生活支援技術」として演習による介護技術を修得する時間を大幅に確保
- 地域包括ケアシステムにおけるチームケアの提供を推進していくため、「医療との連携」に係る時間を確保
- 今後の認知症高齢者の増加を見込んで、「認知症の理解」に関する科目を新設
- 「職務の理解」や「振り返り」の科目において、実習（職場見学等）により、実際の介護現場の体験等を実施

訪問介護員養成研修 2 級課程

科 目	時間数
社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	6時間
老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	6時間
訪問介護に関する講義	5時間
老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	14時間
介護技術に関する講義	11時間
家事援助の方法に関する講義	4時間
相談援助に関する講義	4時間
医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	8時間
福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4時間
介護技術に関する演習	30時間
訪問介護計画の作成等に関する演習	5時間
レクリエーションに関する演習	3時間
介護実習	24時間
老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	6時間
合 計	130時間



介護職員初任者研修（仮称）

科 目	時間数
職務の理解	6時間
介護における尊厳の保持・自立支援	9時間
介護の基本	6時間
介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間
介護におけるコミュニケーション技術	6時間
老化の理解	6時間
認知症の理解	6時間
障害の理解	3時間
こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間
振り返り	4時間
合 計	130時間

**養成研修課程の見直しに伴う介護保険法
施行規則の一部を改正する省令・介護職員初任者研修課程（仮称）
カリキュラム（告示）（案）について**

I. 改正の趣旨

現行の介護保険制度においては、訪問介護員（ホームヘルパー）として、介護福祉士のほか、介護保険法施行令第 3 条に定める養成研修修了者がおり、当該研修は、介護職員基礎研修課程及び訪問介護員養成研修 1・2・3 級課程があり、複雑な養成体系となっている。

「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書（平成 23 年 1 月）における「今後の介護人材のキャリアパスを簡素で分かりやすいものにするとともに、生涯働き続けることができるという展望を持てるようにする必要がある」という提言を踏まえ、現在の訪問介護員養成研修 2 級課程相当の研修を介護職員初任者研修（仮称）と位置付けるなど、介護福祉士に至るまでの養成体系の見直しを図るため、介護保険法施行規則等の一部を改正するものである。

II. 改正の概要

1. 研修課程の改正について（介護保険法施行規則第 22 条の 23 関係）

現在、養成研修の課程として規定されている各課程について、

- （1）「介護全般に関する介護職員基礎研修課程（以下「基礎研修課程」という。）」及び「訪問介護に関する 1 級課程（以下「1 級課程」という。）」については「実務者研修（注）」へ一本化（平成 25 年度より）
- （2）「訪問介護に関する 2 級課程（以下「2 級課程」という。）」については「介護職員初任者研修課程（仮称）」へ移行（平成 25 年度より）
- （3）「訪問介護に関する 3 級課程（以下「3 級課程」という。）」については平成 24 年度末で廃止

とする改正を行う。

（注）実務者研修：社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）により、介護福祉士試験を受験するための条件の一つとして設けられ

た「文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得」するための研修

改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（平成27年4月1日施行）（抄）

（介護福祉士試験）

第四十条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

（中略）

五 三年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

2. 介護職員初任者研修課程（仮称）について（介護保険法施行規則第22条の23から第22条の27まで関係）

（1）研修の課程

別紙1のとおり。

（2）研修の方法

- ① 研修は、講義及び演習により行うものとする。
- ② 講義は、通信の方法によって行うことができるものとする。この場合においては、添削指導、面接指導等適切な措置を併せて講じなければならない。
- ③ 研修の実施にあたっては、介護職員初任者研修課程（仮称）において修得することが求められている知識や技術の習得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

（3）研修事業者の指定の申請

- ① 研修事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

イ 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

ロ 研修の名称及び課程

ハ 事業所の所在地（講義を通信によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）

ニ 学則

ホ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

ヘ 収支予算及び向こう２年間の財政計画

ト 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款

チ その他指定に関し必要があると認める事項

- ② 講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、①に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出しなければならない。

イ 講義を通信の方法によって行う地域

ロ 添削指導及び面接指導の指導方法

ハ 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

(４) 介護職員初任者研修（仮称）の指定の基準

以下のイ～ニまでに掲げる基準を満たすこと。

イ 修業年限はおおむね８月以内であること。

ロ 研修の内容は、２．（１）以上のものであること。

ハ 介護職員初任者研修（仮称）の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ 講師は、介護職員初任者研修課程（仮称）を教授するのに適当な者であること。

(５) 通信課程について

講義のうち一定時間を通信の方法によって行う研修にあつては、（４）に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

イ 添削指導、面接指導等による適切な指導が行われること。

ロ 添削指導、面接指導等による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。

ハ 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

３． 現行の研修課程の取扱いについて

(１) 基礎研修課程、１級課程及び２級課程（以下「旧課程」という。）について

① 旧課程の既修了者については、介護職員初任者研修課程（仮称）修了者として引き続き業務に従事することが可能である。

② 平成２４年度末までに旧課程の受講を開始した者については、その修了後、介護職員初任者研修課程（仮称）修了者として業務に従事することが可能である。

(注) 基礎研修課程及び 1 級課程修了者については、それぞれの研修の種類
の別に応じて、実務者研修の課程を受講するに当たり、一部科目を免除す
ることができることとする予定。

(2) 3 級課程について

3 級課程は廃止する。

4. その他、所要の経過措置を設ける等の所要の改正を行う。

Ⅲ. 施 行 期 日

○ 平成 25 年 4 月 1 日に施行する。

介護職員初任者研修課程（仮称）カリキュラム（案）

科 目 名	合計時間
1. 職務の理解	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
3. 介護の基本	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
6. 老化の理解	6 時間
7. 認知症の理解	6 時間
8. 障害の理解	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間
10. 振り返り	4 時間
合 計	130 時間

（注 1）講義と演習を一体的に実施すること。

（注 2）「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。

（注 3）上記とは別に、筆記試験による修了評価（1 時間相当程度）を実施する。

（注 4）「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用することも可能。